

東電旧社長元副社長二審も無罪

原発事故・強制起訴判決

巨大津波「予見できず」

東京高裁

東京電力福島第1原発事故を巡り、業務上過失致死傷罪で強制起訴された東電の勝俣恒久元会長(82)ら旧経営陣3人の控訴審判決



武藤栄
元副社長

武黒一郎
元副社長

勝俣恒久
元会長

東京高裁(細田啓介裁判長)は18日、一審東京地裁判決と同じく3人を無罪とした。判決では、原発への10層を超える津波は予見できなかったとの一審東京地裁の判断は妥当と指摘した。

他の2人は原子力部門のトップを務めていた武黒一郎元副社長(76)と、ナンバー2だった武藤栄元副社長(72)。巨大津波を予見できなかったか、事故を回避できたかどうか争点だった。

原発事故は2011年3月に起きた。東京地検の捜査で不起訴になった3人は検察審査会の議決に基づき、16年2月に強制起訴された。検察官役の指定弁護士

強制起訴 検察が不起訴にした事件でも、市民が構成する検察審査会の議決に基づき刑事裁判が開かれる制度。司法に市民感覚を反映させる目的で2009年、裁判員制度とともに導入された。くじで選ばれた有権者11人のうち、8人以上の多数決で「起訴相当」と議決すると検察が再捜査する。改めて不起訴となっても、再び同様の多数決で「起訴すべきだ」と議決すると、裁判所が指定した検察官役の弁護士が起訴する。最高裁によると、今月12日時点で強制起訴による有罪確定は2人。

原発事故強制起訴の経過

2011年3月	▶東日本大震災と東京電力福島第1原発事故が発生。双葉病院の入院患者らが避難し、その後多数が死亡
12年6月	▶福島原発告訴団が、東電の勝俣恒久元会長らに対する告訴・告発状を福島地検に提出
13年9月	▶東京地検が元会長らを不起訴処分
14年7月	▶東京第5検察審査会が元会長ら3人を起訴相当と議決
15年1月	▶東京地検が再び不起訴処分
7月	▶東京第5検審が3人を起訴すべきだと議決
16年2月	▶検察官役の指定弁護士が3人を強制起訴
19年9月	▶東京地裁が3人に無罪判決
21年11月	▶東京高裁で控訴審初公判
22年2月	▶専門家の証人尋問を高裁が不採用
6月	▶控訴審結審
23年1月18日	▶控訴審判決

士は、08年に東電内で「最大15・7層の津波が原発に襲来する可能性がある」との試算を得て、危険は予見できた」と主張。3人に禁錮5年を求刑した。19年9月の東京地裁判決は試算の根拠となった国の地震予測「長期評価」(02年公表)の信頼性を否定し、津波は予見できなかったと判断した。指定弁護士側は津波対策工事をすべきだった

たと指摘したが、判決は事故を回避するには原発を停止するしかなかったとし、東日本大震災前の安全基準に照らすと「工事が完了するまで停止すべき法律上の義務があったと認めるのは困難」とした。起訴状によると、3人は原発事故後の長期避難で双葉病院(大熊町)の患者ら44人を死亡させたなどとされる。